

債務負担行為に係る契約の特約

- 1 本特約は、焼津市公共工事前金払及び部分払に関する取扱要領第8条第2号に基づく適用除外案件であるため、前金払及び部分払の方法等について定める。
- 2 各会計年度における支払限度額及び出来高予定額は、次のとおりとする。

- (1) 令和7年度支払限度額 受注額の72%

(前払金額 受注額の40% + 出来高予定額 受注額の32%)

なお、令和7年度における出来高予定額(前払金額を除く支払いの額)は、次式により算出する。

$$\text{出来高予定額} \leq \text{出来高金額} \times (9/10 - \text{前払金額}/\text{受注額})$$

- (2) 令和8年度支払限度額 残額
(前払金額 残額の40%)